

## 令和3年9月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 3 年 9 月 27 日 午後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席  ☒欠席  ㊦遅刻  ㊧早退)	
○ 1 番 野中 孝	○ 2 番 瀬川 靖典	☒ 3 番 佐次川 茂
○ 4 番 益本 徳市	☒ 5 番 松永 敬資	○ 6 番 松本 堅一
○ 7 番 武部 文男	○ 8 番 太田 重敏	○ 9 番 梶山 達男
○ 10番 崎村 康子	○ 11番 大石 恵子	○ 12番 久保 繁徳
○ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	㊧ 15番 田中 康
○ 16番 松本 由美子	○ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂
○ 19番 伊藤 薫		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 山下 勝美	○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳
○ 山口 康明	○ 増山 新太郎	
○ 末永 勇	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治
○ 瀬川 和男	○ 坂本 康弘	
○ 渡口 学	○ 前田 清人	○ 志水 悦男
○ 紙本 政信	○ 北川 廣海	
○ 瀬川 伸清	○ 松本 覚二	
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	係 長 有浦 豊久	
7. 議 長	伊 藤 薫	
8. 議事録署名委員の指名		
13 番 松 永 勝 也	14 番 高 田 良 彦	

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、9月の農業委員会総会を開会いたします。本日は、農業委員の出席は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。欠席の届出ですが、農業委員3番の佐次川委員、同じく5番松永委員、推進委員5番の濱崎委員から届出が出ております。8月の19日から行いました農地パトロールにつきましては、9月16日の福島を最後に行うことができました。暑い中ではございましたが、皆様にはご協力いただきまして、誠にありがとうございました。今後は、空いてる農地、復旧できない部分につきましては、農地台帳から落とす作業に入りますので、所有者の方に確認した上、総会に諮ってから農地から外す作業に今後は取り掛かっていきますので、ご連絡をしておきます。それと併せまして、9月12日に新型コロナウイルスまん延等防止措置が解除されましたので、その間に行うようにしておりました、本日資料を配布しておりますが、令和3年度移動農業委員会日程の変更後ということで、10月4日から5日、6日、10月11日ということで延期にしておりました上志佐地区、調川地区、御厨地区、志佐地区につきましては、この日程で移動農業委員会と人・農地プラン説明会を行うようにしておりますので、それぞれの地区の担当委員さんは出席をしていただきまして、地元の農家の方へのお声掛けをしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。その他、1点お知らせがございます。長崎県農林業大賞というのがございます。これは地域の特性を活かして先進的な農林業を展開して成果を挙げている農林業者の方を推薦するという制度で選定されているもので今後の活動の励みとなるように表彰をするという制度がございます。これがそれぞれ畜産部門とか露地野菜、施設野菜花き等色々な部門がありまして、今回は10人の方が県知事表彰を受賞されます。その中で一番良い方について併せて農林水産大臣表彰を受賞されるということになっておりまして、今年は農業委員である鷹島の大石恵子委員さんと委員さんの配偶者の方と併せまして畜産部門のトップということでこの賞を受賞されるようになっておりますので、皆様にお知らせをしておきます。以上でございます。

会長

お疲れ様です。私の方からまず、台風関係ですが、台風14号は17日の午後に勢力を弱め松浦市を通過しました。被害状況を農林課で確認したところ、稲が倒れているのは見受けられるが、甚大な被害はなく災害等も発生していないとのことでした。次の台風16号も発生していますが、今のところ九州には影響がない様で一安心ですが、稲刈り前の重要な時期でございますので、台風の動向には十分な注意や警戒が必要かと思っております。よろしく願いいたします。次に、コロナ関係でございますが、毎日ニュースはコロナ関係がトップニュースですけれども、やっと落ち着いた感じですね、感染者の数が減少傾向にございます。ワクチンの影響かなと考えておりますが、日本人の半数以上がワクチンの接種と行ったと言われております。松浦市の情報は中々入ってきませんけれども担当課の話では、松浦市もワクチン接種が進み、高齢者かた始まり70代60代50代40代とだんだん若い方に進み、現在は12歳以上の子供達の受付が開始されています。65歳以上の高齢者に限って言えば90%以上が

2度目のワクチン接種が終了しているということでございます。感染者も9月24日現在で50名出ています。海外では3回目のワクチン接種が始まったと言われていますが、やはり一人ひとりが予防対策を万全にしてコロナに打ち勝ち一日も早い収束を願うばかりでございます。次に、農地パトロール、移動農業委員会についてですが、局長からもありましたように、農地パトロールは8地区全地区で予定通り終了しました。農地パトロールは全て終了しておりますが、移動農業委員会、人・農地プランの説明会につきましては、4地区が終了し、4地区、星鹿、今福、鷹島、福島が終了し、残り4地区、上志佐、調川、調川、御厨は延期され、局長が説明したとおり10月に予定されています。終了された地区の委員の皆さんは大変お疲れ様でした。これから予定されている地区の委員さんにつきましては、改めてご協力をお願いしておきたいと思えます。

議長            それでは、総会に入ります。議事録署名人の指名を行います。13番松永勝也委員、14番高田良彦委員をお願いします。

                  続きまして、各種報告です。事務局から報告をお願いします。

事務局            それでは、各種報告について説明いたします。議案1ページをご覧ください。

                  農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。1件目です。貸人は■■■■氏、借人、■■■■氏で、農地の表示は、御厨町中野免■■番■■、地目は田で、面積は908㎡です。2件目です。貸人、■■■■氏、借人、■■■■氏、農地の表示は御厨町前田免字中ノ尾■■番■■、地目は田、面積1,909㎡です。3件目です。貸人、■■■■氏、借人、■■■■氏、農地の表示は御厨町中野免字久保田■■番■■から下登木免字焼山■■番■■までの3筆で、地目は田、合計面積は5,448㎡です。4件目です。貸人、■■■■氏、借人、■■■■氏、農地の表示は御厨町前田免字井手ノ前■■番■■、地目は田、面積は1,788㎡です。5件目です。貸人、■■■■氏、借人、■■■■氏、農地の表示は御厨町前田免字中ノ尾■■番■■、地目は田、面積は1,380㎡です。6件目です。貸人、■■■■氏、借人、■■■■氏で、農地の表示は御厨町板橋免字高取■■番■■から田代免字藪田■■番■■までの10筆で、合計面積は9,256㎡です。以上6件はすべて農地中間管理事業への借換え分で、通知年月日はいずれも令和3年8月17日、同日受付です。

事務局 次に申請事件の処理状況です。（以下、資料の読み上げ）

農地法関係  
令和3年8月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5			一般個人住宅	348 m <sup>2</sup>	R3.9.14許可

事務局 次に提案事件の集計表です。（以下、資料の読み上げ）

農地法関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
第3条 経営規模拡大	2	6,345 m <sup>2</sup>		6,345 m <sup>2</sup>

報告事由	件数	面		積
		田	畑	計
第51条 違反転用事案報告	1		2,564 m <sup>2</sup>	2,564 m <sup>2</sup>

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	29	143,134 m <sup>2</sup>	4,123 m <sup>2</sup>	147,257 m <sup>2</sup>
賃借権	10	36,145 m <sup>2</sup>	3,610 m <sup>2</sup>	39,755 m <sup>2</sup>
使用貸借	19	106,989 m <sup>2</sup>	513 m <sup>2</sup>	107,502 m <sup>2</sup>
計	29	143,134 m <sup>2</sup>	4,123 m <sup>2</sup>	147,257 m <sup>2</sup>

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	22	133,701 m <sup>2</sup>	4,123 m <sup>2</sup>	137,824 m <sup>2</sup>
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定について				
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	1		109 m <sup>2</sup>	109 m <sup>2</sup>
計	23	133,701 m <sup>2</sup>	4,232 m <sup>2</sup>	137,933 m <sup>2</sup>

承認関係

内容	筆数	面		積
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	3		3,277 m <sup>2</sup>	3,277 m <sup>2</sup>
農業臨時雇い標準賃金の変更について				

議 長 事務局からの報告が終わりました。報告全体の中で、何かご質問等ございませんか。ご意見等ある方は挙手をお願いします。

農業委員 はい。申請事件の処理状況ということで、農地法5条関係で、一応許可になっているんでしょうけど、保健所からの了解は得ているんですよね、これは。(武部委員)

事務局 はい。ここはまだ確認はしておりません。直接的に許可の要件として保健所の許可がいるかというのが、農地法上の、必ずしも許可要件ではないものですから、農業委員会としては、周辺の農地に影響がないですよというところで判断をしております。しかしながら、確認の方はしたいと思っております。

農業委員 この土地は都市計画区域ではないですよ。外ですよ。外であっても色々問題があるんですよ。(武部委員)

議 長 はい。よろしいでしょうか。他に何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 では、報告事項は承認したいと思います。

続きまして、議事に移ります。議案第58号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第58号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。

事件番号1です。譲渡人は、志佐町高野免■■■■番地、■■■■氏、譲受人は志佐町赤木免■■■■番地、■■■■氏です。申請地は、志佐町里免字三十六■■番■■、田、面積2,233㎡、■■番■■、田、面積416㎡、■■番■■、田、面積232㎡の3筆で合計面積が2,881㎡です。申請事由は、経営規模拡大のため、売買により所有権の移転を行います。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が22,587㎡、農業従事者は3名、農業従事日数は年間250日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

次に、事件番号2です。譲渡人は、福岡県糟屋郡宇美町とびたけ■■丁目■■番■■号、■■■■氏、譲受人は志佐町西山免■■■■番地、■■■■氏です。申請地は、志佐町栢木免字松ノ尾本■■■■番■■、田、523㎡、■■■■番■■、田、35㎡、■■■■番■■、田、830㎡、字松ノ尾■■■■番、田、2,076㎡の4筆で、合計面積が3,464㎡です。申請事由は、経営規模拡大のため、売買により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、経営面積が118,187㎡、農業従事者は3名、農業従事日数は年間350日となっており、農地法第3条第2項各号

に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。なお、農地の取得後の面積増加が35㎡となっているのは、一部の農地は既に■■■■氏が耕作されておられるためです。

以上、2件についてご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員のご意見を伺います。事件番号1番について、瀬川委員、お願いいたします。

推進委員 ■■■■さんは、現在、認定農家で従事しておられるので、問題はないと思います。（瀬川和男委員）

議長 次に、事件番号2番について地元委員の農業委員柿山委員のご意見をお願いします。

農業委員 農業委員17番の柿山です。■■■■氏は認定農家でもあり、親子3人で農業に従事され、現在水稻を8町余り作られています。経営規模拡大ということで何の問題もないと考えております。

議長 事務局及び地元委員からも事件番号1番2番ともに何ら問題はないという意見がございましたが、皆さんから何かご意見ご質問等ございませんか。

推進委員 推進委員14番志水です。価格ですが、上と下では随分差があると思うんですが、どうなっているんでしょうか。

農業委員 すいません、事件番号2番の価格が安いということのご質問ですが、■■■■さんは上野で生まれ育ったんですが、現在福岡の仕事をされておられます。弟さん、次男が後を継がれたんですが、亡くなられてまして、お兄さん■■■■さんの方に権利の移動が行われております。家屋敷、農地全ての財産を誰か譲り受けてください、無料でもいいですという話が出て、それはあんまりだろうということで、私をご相談を受けていたものですから、立ち会いをしまして、現地確認に同席しまして、当初上3筆で15万円ということだったんです。下の2,076㎡これについては、全部含めて20万円でもいいですと■■■■さんの方から言われたものですから、それでいいのかと確認の方を須藤さんもその場におられましたし、売る方譲られる方がそれでいいと言われるものですから、もっと高くした方がいいとは言えなかったのです。それで、荒れていくよりも買っていただいた方がいいということで、これは例外的に、今後の土地の売買価格の参考にはなりません、特殊な事情がございますので、各委員の皆様、これはあまり参考にしないで、今後お世話していただきたいと思っております。以上です。（吉原委員）

議長 志水委員、よろしいでしょうか。

推進委員           はい。（志水委員）

議 長               他にございませんか。

委 員               （なし）

議 長               ないようですので、事件番号1番2番共に申請どおり許可することにいたします。

続きまして、議案第59号違反転用事案報告についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局              議案第59号違反転用事案報告について説明します。議事に入る前に違反転用の対応について簡単に説明いたします。本日お配りした資料1、違反転用への対応についてをご覧ください。まず、違反転用を確認した場合、県へ報告します。そこで、簡易手続き相当、具体的には追認案件と判断された場合は転用申請の手続きを行います。本案件は、この判断で、現時点では追認とは認められず、詳細な調査が必要と判断されたので、④の総会に報告、違反転用事案を県へ提出するものです。その後、⑤、⑥と、県と農業委員会との協議により対応方針が決定されることとなります。なお、違反転用の詳細については、4月にお配りしたファイルの農業委員会資料129ページに詳しく記載していますのでご一読ください。

それでは、事案について説明します。関係する位置図等の資料を66ページから69ページに添付しておりますので適宜ご覧ください。本件は、7月総会にて非農地通知の申出があった事案で、その際に植林をしていたことが判明したものです。土地の所在地は、御厨町横久保免字大久保■■■■番■■・畑・308㎡、■■■■番■■・畑・746㎡、■■■■番■■・畑・1,424㎡、■■■■番■■・畑・86㎡の4筆であり合計2,564㎡です。所有者・転用者は、御厨町前田免■■■■番地、■■■■氏です。違反転用の内容は、平成20年頃に自己所有農地に許可を受けずにクヌギの木を300本植林したもので、農地法第4条第1項に違反しています。現在は、一部が枯れたものの255本が現存しております。資料にクヌギの配置図を添付しておりますのでご覧ください。今回、報告書を提出するにあたり、農業委員会としての意見を付すこととなりますが、現地調査及び本人からの聞き取り調査の結果から、①立地基準では第2種農地に区分されること、②道に囲まれて直接接する農地がなく植林後から現在まで周辺の営農に支障が生じておらず今後も支障等の影響が無いと見込まれること、③植林後は山林として管理しており原状回復が困難であること、④植林前に転用申請が行われていれば許可相当であったと見込まれていたこと、以上4点の理由によって、当農業委員会としては、追認申請相当との意見を付して県へ提出したいと考えております。以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。この事案につきましては、委員さんご存じかと思いますが、通常の違反転用については始末書を付けて追認申請となる手続きで簡単にできる訳ですが、それに該当しないということでありませぬ。ですので、この後、事務局から説明がありましたように報告後に今言った始末書を付けて転用申請をするという手続きの順序だけでございませぬ、県に報告するということになっておりますのでよろしく願いいたします。

この件につきまして、皆様から何かご意見ご質問等ございませぬか。

農業委員 農業委員 7 番武部です。これ目的は、椎茸の原木としてですよね。クヌギを植えたということは、この地図の中には周辺は家等がありますよね、住宅が。要するに環境悪化なんですよ。できればね、どうしてもということであれば、防いを付けてもらおうというのがいいんじゃないかと思うんですよ。私の意見としては、周辺に防い。

事務局 元々、平成 20 年頃にクヌギの木を植林した経緯ですが、20 年当時、自分の農地の管理をどうしていいか、今後どうしていこうかということと本人と父親とで悩んでいたそうです。そうした時に森林組合の方でクヌギの苗を 1 本 30 円で販売をしていたということで、今後農地として管理が厳しいということだったので、クヌギの木 1 本 30 円で 300 本で 9,000 円で購入して植えて土地を管理していこうという考えになった。そういうことで 300 本植えられた、そういう経緯がありました。今、周辺への影響がないということで調査等をして判断しているのですが、今後は転用手続きの際にはその辺りも含めて近隣の方へは、本人からきちんと確認をしていただこうかなと思います。67 ページの違反転用の赤い印の右側の家が本人の家です。以上です。

推進委員 14 番志水です。地図の 5 は、昔の赤道でしょうか。

事務局 5 も畑です。3、4、5 とも全部農地です。

議 長 他にございませぬか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、議案第 59 号につきましては、4 点の理由により現状復旧は難しいと考え、その意見を付して県に報告したいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、議案第 60 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は 6 ページをご覧ください。議案第 60 号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地



利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和3年9月28日としております。7ページに賃貸借権再設定分と新規分を、8ページに使用貸借再設定分、8ページから9ページにかけて使用貸借新規分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。

議 長 内容は、振興公社との契約がほとんどでございまして、担当地区委員のご確認をお願いいたします。何か問題点等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 何も問題ないということで、議案第60号につきましては、計画どおり承認することといたします。

続きまして、議案第61号農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案14ページをご覧ください。議案第61号農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。15ページから58ページにかけて、22件の配分計画書を添付しております。A to Aで公社が貸付ける分が16件、A to Bで公社が貸付ける分10件に対する配分計画でございます。始期が令和3年11月10日で、存続期間10年で契約されております。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それぞれ担当地区で内容についてご確認をお願いします。全て公社の受け入れでございまして、契約そのものについては何ら問題ないと思っておりますので、内容についてご確認をお願いします。

推進委員 質問します。振興公社から計画を取られた再設定の2番の■■■さんのお父さんの方の前田免、同じ住所で息子さんが同じところを利用されるという、どういう関係でこのようになっているのでしょうか。使用貸借では親子間の、そして公社では息子に作らせるとのことですよね。17ページと8ページです。すみません、説明をお願いします。(百枝委員)

事務局 ■■■氏と■■■氏は親子です。土地の所有の原因がお父さん、■■■氏になっている関係で集積計画の方に上がるようになっております。ですので、実際A to Aという形にはなりません。

議 長 よろしいでしょうか。所有者がお父さんで、お父さんが公社に貸して、公社が息子さんに貸すと、そういうことです。

他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ないということですので、議案第61号農用地利用配分計画(案)については、22件全件承認することといたします。

それでは、引き続き議案第62号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定についてを議題といたします。農林課から説明をよろしくお願いいたします。

市農林課 皆様こんにちは。農林課の榎山(課長補佐)と申します。今回、松浦市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について、案ということで皆様のご意見を提出することになっています。こちらにつきましましては、農業経営基盤強化促進法施行令第1条の規定に基づき、長崎県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が見直されたことに伴い、本第6条の規定に基づき、市の基本構想の改定を進めています。こちらはおおむね10年後の農業のあるべき姿について効率的且つ安定的な農業経営の目標を明確化し、今後の農政が行われる農地の基本的な取り組み方針と推進体制、重点的な取り組み項目を定めているところです。基本的な構想とはどういうことかと言いますと、効率的且つ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構想を確立するために、農業経営の目標を明らかにすると共に、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化、そういった農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものです。例えば、認定農業者の具体的な経営指標、計画5年後に年320万円所得を設ける等、どのような方法で農地の流動化、担い手への集積等を進めていくか、認定農業者等の農業経営の規模、生産方式、経営方式の方法等を経営累計ごとに指標を示しているところです。今回は平成26年に変更を行っておりますが、こちらからの大きな変更点としましては皆様に配布している資料の10ページ、こちらの第3、効率的安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項としまして、前回が効率的且つ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の集積割合の目標を90%としておりましたが、こちらを82%に見直しています。こちらは県の目標に合わせた見直しとなっております。それと、人・農地プランの見直し、認定新規就農者の記述を追加し、新たに農業を営もうとする青年等が目標とする労働時間や年間農業所得について定めております。こちらは経営開始して5年後に200万円以上という目標を定めることとしております。2ページに戻りまして、3. 意欲ある農業経営体の育成・確保というところで、年間農業所得を一人当たり320万円程度としておりましたが、こちらを1経営体当たり320万円程度、主たる農業従事者一人当たり2,000時間程度の労働時間という見直しを進めています。5ページからは、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等について、松浦市における営農累計毎にお示しをしております。こちらにつきまし

ては、前回とほぼ見直しはしていないところですが、組織経営体を農業法人について組織、経営規模、営農累計、生産方式等を利用しています。

次に、農地中間管理事業、農地中間管理機構を集積目標、その推進体制等について見直しをしております。以上が主な改正点になります。説明は以上です。

議長 今、農林課から今回の改正点を重点的に説明がありました。委員の皆さんには事前に議案資料を配布しておりましたので、大方目を通していただいているかと思いますが、何かご質問等ございますか。

農業委員 18番吉原です。この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、この中で述べておられる目標とする所得、その所得というのはどこまでのお金を所得というのか、いろいろあるので、税務上のとかですね、大まかな経費を差し引いたところをいうのか、そこをまず1点お尋ねします。

農林課 年間所得とは、収入から必要経費を引いた分になります。

農業委員 そうすると可処分所得、使われるお金ということですかね。（吉原委員）

農林課 そこから、社会保険料とかの控除が出でくるということです。

農業委員 これはやはり、これからの松浦市の農業経営、行政がこのように目標を持って指導するというような構想で、このように引っ張っていきたい、そのためには諸施策、助成事業、そういったものもこれに含まれると思うんですけども、果たして320万円、私、昭和41年に農学校卒業したんですけども、その時に農業クラブ活動の発表では、いつも1万ドル農業ということが、その頃の生徒達の目標でしたね。役所の職員は、公務員は平均で500万円の所得を上げている訳ですよ。上、下はありますけれども。1経営体当たりこの320万円を目標に色んな農業事業を推進していきますよということですが、私は目標が少ないんじゃないかと思います。そうすれば農政に対する市の力の入れ方というのは、悪く言えば、まあこのくらいでいいだろうくらいの、なあなあで進めていくって考えだろうなってくらいに、この5ページからの資料で、優良事例とか目標とする経営体のことを述べておられるんですけども、私はね、目標はある程度高く設定して、それに向かって行政も農家も農協も努力していく必要があるんじゃないかと、これは目標があまりにも取っ掛かり易いように低く設定してあるんじゃないかと、やっぱり日本人として農家の、一般の公務員、一般の会社のお勤め人の平均した金額をやっぱり農林課が目標にしないといけなのじゃないかと思うんですけど。これでいいんですか。いいって言われればいいんですけどね。絵にかいた餅にならないように大きくしない方がいいって言うなら、現実的なところでされているかもしれないんですけどね。市長の目標としても、農林課がこれでいきますよって出して、市長は、それならあんまり事業はしなくていい

よねってならないかなと思うんですけど。その辺りをお尋ねして、お答えいただいて、私の質問は終わります。ありがとうございます。（吉原委員）

農林課

全国の農業者の所得目標というのが、600万円となっているんですが、松浦市の他の産業が、商業とかそちらの所得等を考慮した上でこの平均所得っていうのを320万円と定めていまして、認定農業者の改善計画の中で、面談等をする際にも320万円を目標に合理化に取り組んでくださいということで定めていくんですけども、だいたいこれの8割の260万円から280万円くらいの所得の方が、松浦市内では大半を占めておられるので、320万円という目標はけっこう高めの数字になっているとこちらでは考えています。

農業委員

今言われた全国600万円、松浦は320万円と言われましたかね、まあ半分ですよ。県民所得からしても全国47都道府県の46番か、47番目にいるんでしょう。そうですね。わざわざ一番低いところに目標にしてね、私が心配するのは、農林課の仕事そのものがね、熱の入れ方が農家の所得を如何にして引き上げていこうか、こうしていこうって、こういう事業を取り入れて、こういう予算措置をして、もっと全国の半分くらい役所職員の6割くらいは所得になるように、農業をやるわけですから、そのくらいの目標を掲げないとね、これをいかにしてもね、これを市長が見たら、ああ松浦はクリアしているし、大層なことは、いろいろなことはしなくていいってことになるよ。もっと、農林課そのものが、やっぱり農家所得をどうにかして全国でも半分くらいまで（順位を）引き上げていこうって、200数十万円が聞き取りをすればそうなっていると言われるけれども、それを引き上げていこうってというのが、農林課の仕事じゃないんですか。私は、ちょっとこれには反対。本当に真向から反対。もっと意欲を持った、農業者を育てられるように、財政的にも支援して、生活保護のようにお金をくださいって言うてるわけじゃない。事業をするためには資金の援助、そういったことも取り入れてもっと力を入れていこうよ。これじゃちょっとおかしいと私は思います。以上です。（吉原委員）

推進委員

推進委員9番の百枝です。吉原委員の言われることももっともだと思いますが、現実に私の認定を受けたときに関係していただんですけど、実情を考えたときに最初長崎県の目標で400万円という目標で進んでいて、どうしても県南の方の作物とか気象条件に恵まれたところの収入に対して、県北ではこんなに上げきれないよということも配慮していただきました。私の認定についてはですね。もう、かがりつくためには、一農家としては助かります。以上です。

農業委員

農業委員14番の高田です。320万円は低い、高い、あると思うんですけども、今の現実の松浦市の1経営体当たりの所得というのが、例えばそれが250万円だったら、320万円というのが適当であるし、それが今現在

も350万円とかだったら全然妥当ではないと思いますし、到達水準というのが全然分からないから目標設定がどうなっているのか分からない。その辺はいかがでしょうか。

農林課

現状は、5年毎に認定農業者の経営改善計画というのをやっているのですが、その時に所得等は見直して、経営内容を見ていくんですけど、320万円に到達している方というのは、認定農業者が150名いらっしゃるんですが、その中の半分もいかないんじゃないのかなという感じです。上から下まで差があるので何とも言えないところではあるんですが、繁殖牛とかの経営の方というのは所得もかなり高くいらっしゃるんですけど、園芸品目とかでいくと、かなり厳しい目標設定にはなっているんじゃないかなと思ってます。

推進委員

推進委員8番の鈴立です。認定農業者としても専業農家を育てるとしての認定農業者の収入を目指したら少ないと思うんですが、認定農業者と認めて補助金を利用できるようにしてあげようと思ったら、所得が低い方がいいのかなと、そして所得が低くても認定農業者にしてあげて補助金を利用できるようにするという考え方も農林課にあるのかなと私は理解しています。昔と違って補助金制度がだんだん厳しくなって、皆んなが何でも近代化資金とか何とか利用できなくなってきたるものですから、そういうことになっているのかなと私は理解しています。

農業委員

色々な意見があったということで、聞き留めていただいたらと思います。  
(吉原委員)

議長

そういうことで、様々なご意見がございますけども、吉原委員が言われるのも理解はできるんですよ。目標を高く設定してそれに向かって努力をしていくということも大事だと思いますけども、実現可能な数字を出すということも重要なことだというふうに考えます。その辺りは、収入で320万円というと全く話になりませんが、所得で320万円ということであればですね、それなりの額と言いますか、妥当がどうかは分かりませんが、まあそういう風なことにならないのかなと考えています。

そういうことで、一応、吉原委員の意見も含めてですね、農業委員会でそういう意見があったということでお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

農林課

ありがとうございました。

議長

続きまして、議案は63ページです。議案第63号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第63号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について説明いたします。まず、時効取得ですが、民法162条に規定があり、他人の土地や不動産を自分のものとして20年以上占有した場合で、複数の要件を満たしたときに当事者双方の申請により、その所有権を取得できる制度です。

本議案については、この時効取得により所有権の取得が問題ないかについてご審議いただくものです。

登記義務者は、星鹿町下田免[ ]、亡 [ ]氏、登記権利者、星鹿町下田免[ ]、[ ]氏です。農地の表示は、星鹿町下田免字神園[ ]、畑、109㎡です。法務局受付年月日及び受付番号は、令和3年8月24日受付の第2795号で、登記の原因は昭和42年11月7日の時効取得です。この件について、[ ]氏へ電話による聞き取り調査を行いました。まず、[ ]氏は[ ]氏の叔父にあたる方で、平成5年に死亡されておられるようです。対象地は星鹿郵便局の近くにあつて、県道星鹿港線に道路敷にありまして、当該地の近隣の方から、この土地の一部を譲って欲しいとの相談があったそうで、このため登記名義人を変更する必要があったということで時効取得によつての所有権移転がなされたものであります。対象地については登記の原因でもあります[ ]氏が長年管理されてきたということで、昭和42年11月7日から[ ]氏の課税台帳に登載されていたということでした。従いまして、昭和42年11月7日を登記原因日として所有権移転登記が完了したものです。この件については、20年以上も所有の意思を持って平穩かつ公然に占有を継続してきたものですので、この時効取得は問題ないものと思われまふ。

以上、ご審議をお願いします。

議長

事務局から時効取得の日にしち、報告がありました。地元委員のご意見を伺います。増山委員お願いします。

推進委員

6番の増山です。下田、大石、星鹿地区の担当をさせてもらっています。20年以上も納税管理をやっておられますので、法律上問題がないということで、私も同等の意見です。ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。この時効取得は、事務局からも説明がありましたように、農家以外が農地を持ってないということですね、先に代金を払っておいて自分のものにして、そして登記ができないからそのままにして放つていくということで、年月が過ぎていって誰が見てもあの人耕作しているよというのが分かるような事態をずっと20年以上続けていたということが、一つの要因ということになりますので、今でもそういうことができる、できると言いますか農家以外がどうしても農地を持ってませんので、そういう風な結果になると思います。よろしいでしょうか。時効取得ということで、農業委員会としては認めるということで、議案第63号につきましては、そう決定したいと思います。

農業委員            いいですか。時効取得という時効は、20年となっているでしょう。もっと早くならないんですか。（武部委員）

事務局              民法上の規定から、20年以上という規定があるんですが、10年の場合は、占有をすること、善意であって過失が無かったかという要件をクリアすれば10年でも良いのですが、農地を占有すること自体が農地法に、農地を譲り受けた際に知事の許可が無いのに農地の所有権を取得することになるので、この点で農地法に違反している、善意であり過失が無かったとは認められないという扱いになるものですから、20年以上という期間でしか取得が出来ないので、今回はこちらの方で確認をしたということです。

農業委員            登記原因がですね、記載には昭和42年11月7日となっていますよね。これは、税務上の関係でこの日になっているんでしょう。それからするんですね、半世紀ほどになるんですよね。あまりにもね、ちょっと長いかなと、どうにかならないかなと思うんですよ。（武部委員）

事務局              今回、時効取得をしないといけない、所有権移転をしないといけないという事態が今回起こったために、時効取得で名義の変更があったものですから、今回はそういうことです。おっしゃるように、20年以上経てばできるので、20以上経った時点で占有者の方が時効取得をしようということで手続きをされればいいのかないところであって、今回は、この時期になってしなければならない必要性があったので、これだけの時間がかかったということです。

農業委員            取得していない時期は、納税義務者であって、ずっと管理している。そういうことで取得されたんですよね。これに関係する法廷相続人ですね、これは何の問題はないのですか。（武部委員）

事務局              時効取得自体が、双方の当事者同士によってでしか申請自体ができないので、時効取得に至ったということは、すでにその合意がなされたものと解されるので、その辺りは問題無いのではないかと思います。

農業委員            それを踏まえてね、法務局で処理をされているということですね。（武部委員）

事務局              おっしゃる通りです。あくまでも当事者双方の合意の申請ということになっています。

農業委員            6番の松本です。農家ではない人は土地（農地）を買えませんよという。私はたくさん他の土地（農地）を借りて耕作していて、そうしたら買えるんですかね。その辺りの内容をちょっと詳しくお願いします。

議 長 松浦市では、農家として50a以上という下限面積を設定しておりますので、貸し借りを含めて50a以上あれば農家として認定するという事です。

農業委員 50a以上借りていたらいいんですかね。（松本委員）

議 長 例えば、自分の農地を3反持っていて2反を借りて、経営面積を50aにすると農家として認定されます。農地を買う要件は満たすということです。

農業委員 はい、分かりました。（松本委員）

議 長 他にご意見等はございませんか。

委 員 （なし）

議 長 では議案第63号については、そういうことで決定させていただきます。  
続きまして、議案第64号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第64号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。スライドを用意しておりますのでそちらも併せてご覧ください。

番号1です。申出人は調川町下免■■■■、■■■■氏で、土地の所在地は調川町下免字田原■■■■、台帳地目は畑、面積は1,297㎡の一筆です。場所は旧松浦市役所調川出張所から南に300mほど行った所にあります。現地調査は、地元委員の高田委員と事務局とで行いました。20年以上前から耕作していないとの申立てでございます。スライドをご覧いただいているように、多少の雑木が茂っている部分が大半でしたが、一部表面が露出した部分もありました。申請地の中に入ってよく確認したところ、石が散在した箇所が非常に多く、特に露出した箇所は表土が洗い流された様子で、大きい石ができていまして、こういった物が散見されるという状況でした。雑木等が茂っている部分は、写真では分かりにくいですが、表面がどぶのような状態で、特に油が浮いた箇所が多く見られました。この様な状況でありますので、この状態のものを農地へ復旧するということは非常に困難な状況ではないかと思われます。本人の申し出によれば、非農地と該当した場合には、今後は宅地として有効利用をしていきたいと考えておられるようです。本申出の可否については、非農地と判断するかどうかについてですが、現地調査を踏まえまして、「可」が妥当であると考えます。

次に、番号2です。申出人は調川町中免■■■■、■■■■氏で、土地の所在地は今福町仏坂免字海前■■■■、台帳地目は畑、面積は1,046㎡の一筆です。現地調査は、地元委員の野中委員と事務局とで行いま



した。平成26年以降耕作していないとのことで、雑木等が茂り原野化しているとの申立てです。現地調査の結果、スライドのとおり雑木等が茂り原野化している状況が確認できました。こちらの農地について復旧をするにしても非常に困難な状況ではないかと考えております。なお、本人によれば、非農地と判断されたのちは、太陽光パネルを設置して土地の活用をしていければと考えておられるようです。本申出の可否については現地調査を踏まえて、「可」が妥当であると考えます。

最後に、番号3です。申出人は福岡県糟屋郡宇美町とびたけ[REDACTED]、[REDACTED]氏で、土地の所在地は志佐町栢木免字松ノ尾本[REDACTED]番、台帳地目は畑、面積は934㎡です。現地調査は、地元委員の吉原委員と事務局とで行いました。当初は10年以上も耕作していないと聞いておりましたが、20年以上耕作していないが正しいとのことです。現場も雑木等が茂り原野化しているという内容の申立てです。現地調査の結果、スライドのとおり雑木等が茂り原野化している状況を確認しました。なお、周辺一帯が同様の様子でした。従いまして、農地への復旧は非常に困難な状況ではないかと判断しております。従いまして、本申出の可否についても現地調査を踏まえた結果、「可」が妥当であると考えます。

以上、3件につきまして、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。番号1についてお願いします。

農業委員 農業委員14番の高田です。1番の件ですが、9月24日金曜日に現地を視察させていただきました。手前の方だけ剥き出しの状態になっていて、その部分が先ほど事務局から説明があったように、石がごろごろしていて、とてもじゃないですが、どこからか土を大量に持って来てこないとうどうにもならないかなという状況でした。奥の方は雑木等も生えてきたりして、とてもじゃないですけどやはり畑にまた戻すというのというのは、ちょっと考えられないかなと思います。土地の利用としては、それぞれ道路の傍でして、宅地にしたいと考えられるのは分かるなど、適正な土地の至し方かなと考えます。畑としては、農地としてはこれからはちょっと無理かなというところで見えてまいりました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、2番について野中委員お願いします。

農業委員 農業委員1番の野中です。現地には9月9日に担当者2名の方と一緒に同行させていただいた訳なんですけど、今事務局から説明がありましたように、26年度から耕作はしていないってことでしたが、それ以前からかなと思われました。それで、荒廃するよりは新たな方法を見いだされた方がいいと判断するとともにですね、もしもそういうソーラー等があれば、まあ周辺の土地を見ていただければ分かりますので、環境を崩さない程度の開発をし

ていただくように農業委員会からもお伝えいただきますように、この地区を管理している者としては、そのように思います。以上です。

議 長            はい、ありがとうございました。続きまして3番について吉原委員お願いします。

農業委員            18番吉原です。3番の■■■■■さんのところですか。現地調査を行いました。南斜面の土地です。ここは3枚に分かれています。この家を管理しておられた■■■■■さんの弟さんが、陸上自衛官で、時々耕運機で土地を耕しはされていたそうです。20年くらい前までは。これは、誰かに荒れないように取って欲しくないかをお願いしても誰も取りきれないという土地でした。これはもう非農地とすることに何ら問題はないと思います。

議 長            はい、ありがとうございました。1、2、3番ともに地元委員の意見を伺いましたが、それぞれ農地に復旧するのは困難ではないかという話でございます。皆さんの方から何かご意見等ございますか。

委 員            (なし)

議 長            はい、ないということで、事務局と地元委員も非農地は「可」ということで、1、2、3番ともに非農地通知を交付するものとしたします。ありがとうございました。  
それでは65ページ、議案第65号農業臨時雇い標準賃金の変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局            はい、議案第65号農業臨時雇い標準賃金の変更について説明いたします。令和3年度における農業臨時雇い標準賃金については、今年3月の定例会において決定し、既に公表しております。今回、長崎県の最低賃金が10月2日から1時間当たり793円から821円に28円引き上げられたことに伴い、改定するものでございます。今回の変更は、農業臨時雇い標準賃金の表1の1時間800円の単価を830円に引き上げるものです。これまでも10円単位で引き上げを行っておりますので、今回821円ということであれば、830円とするものです。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長            この第65号につきましては、県の最低賃金の変更によるものであります。表1上段の800円の1時間当たりの金額を県の最低賃金に合わせて830円にするものでございます。皆さんの方から何かご意見等ございませんか。

委 員            (なし)

議長 何もないということであれば、こちらの長崎県の最低賃金と合わせたということで改定したいと思います。それでは議案第65号につきましては、改定し公表することとします。ありがとうございました。

議事につきましては、以上で終了いたします。

続きまして、次第6の協議事項に入ります。事務局お願いします。

事務局 はい、本日の協議事項はありませんが、事務連絡をさせていただきます。

【10月開催の地区別研修会について（10月総会終了後）】

【令和3年度九州ブロック農業委員女性委員研修会の中止について】

【全国農業新聞購読者確保の協力について】

【掘り起こし活動に係る契約書の契約者双方の捺印について】

議長 以上で、本日の総会を終了します。次回の農業委員会総会は10月27日といたします。（場所 市民ホール）お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 20 分